

東京都児童福祉審議会 第5回専門部会
(家庭的養護の推進)
議事録

1 日時 平成28年1月27日(水曜日) 19時00分～20時56分

2 場所 第一本庁舎 33階 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 報告事項

緊急提言に係る平成28年度の取組について

2 議事

委託促進と支援のシステムづくり

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、青葉委員、磯谷委員、松原委員、宮島委員、武藤委員、
横堀委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 緊急提言に係る平成28年度の取組予定

資料3 委託促進と支援のシステムづくり

資料4 専門部会(家庭的養護の推進)開催スケジュール

その他 参考資料

開 会

午後7時00分

○中澤育成支援課長 それでは、お待たせいたしました。時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

初めに委員の出欠状況についてですが、渡邊委員、都留委員、山本委員から本日欠席されるとの御連絡を受けております。その他の委員の皆様には御出席いただいております。定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので御確認をお願いいたします。

会議次第の次のところからになります。

資料1、本専門部会の委員名簿及び事務局名簿

資料2、緊急提言に係る平成28年度の取組予定

資料3、委託促進と支援のシステムづくり

資料4、専門部会開催スケジュール

その他、参考資料としましてクリアファイルに入っているものを置かせていただいております。参考資料は、毎回事務局の方で机上に御用意いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

また、渡邊委員から意見書、武藤委員から資料の提出がございましたので、あわせて配付させていただきます。

本日の審議会は、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきまして柏女部会長にお願いしたいと思います。

○柏女部会長 それでは、皆様こんばんは。遅い時間にまたお集まりをいただきましてありがとうございます。今日は3名の方が御欠席とのことですが、2名の方から意見書なども頂戴しておりますので、事務局の方ではそれも報告書づくりの参考にしていただければと思います。

それでは、これから第5回の専門部会を開かせていただきたいと思います。

議事に入る前に、まず報告事項をお願いしたいと思います。昨年10月に当部会から都に対して家庭的養護の推進について緊急提言を行っているところでございますけれども、その際に委員の方から提言内容の施策への反映状況について部会にフィードバックしてほしいといったような御意見も頂戴しておりました。

したがって、緊急提言を受けた都の取り組みについて一定の報告ができる段階になったようでございますので、そのことについて事務局から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、御説明させていただきます。

資料2をご覧ください。この資料は、昨年10月30日にいただきました緊急提言に関連す

る来年度の新たな取り組みをまとめたものでございます。いずれも今後の都議会の予算審議を経て事業化することとなりますので、現時点での予定ということで御理解いただければと思います。

まず1点目の「養育家庭の登録数の拡大」についてですが、現在3つの事業者にお願いしております里親支援機関に1人ずつ「里親開拓コーディネーター」を配置しまして、関係機関との連携のもと、年間を通じまして都と協力しながら広域的広報・共同広報事業を企画・実施していく予定でございます。

2点目の「養育家庭等の養育力の向上」につきましては、各里親支援機関に1名ずつ「里親トレーナー」を配置しまして、経験の浅い養育家庭等に対する実践的な研修を実施する予定です。また、あわせて乳幼児等の支援が必要な児童を委託した家庭に保健師等の専門家が訪問支援を行う事業も開始する予定です。

3点目の「グループホーム及び法人型ファミリーホームの設置促進」につきましては、グループホーム・ファミリーホームの設置数に応じ、本園から支援する職員の体制を強化するとともに、賃貸物件を確保してグループホームやファミリーホームを設置する際に貸し主への施設整備費補助等を実施しまして、その分、家賃を減額してもらうという事業を開始する予定です。

4点目の「児童相談所の体制整備」については人員体制ということですが、児童福祉司と児童心理司の増員を図る予定となっております。

説明は、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、この報告について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 3番の2つ目の丸で賃貸物件に関する施設整備補助ですが、今回、国の方も家賃補助で10万円を平均14万5,000円ぐらいに上げるというようなことをやっているようですけれども、具体的に少しこのことについて中身の説明がもしできればいただきたいと思います。

それから、4番の増員の数を教えていただければと思います。以上です。

○柏女部会長 お願いします。

○中澤育成支援課長 3点目の「グループホーム及び法人型ファミリーホームの設置促進」のところの2つ目の丸ということですがけれども、具体的には物件の確保についてなかなか適当な物件が見つかりにくいというお話を施設の方からも伺っているところでございます。物件を賃貸で確保する場合には、オーナーに改修していただいて、その後、借り上げて、グループホーム、ファミリーホームで活用するということが多いと聞いているんですけれども、その時点でオーナーが一時的に改修等の経費負担があるため、施設整備費の補助をすることでその負担を軽くし物件確保をしやすくするというのと、あわせてその時点でオーナーに整備費としての補助をするので、施設側でグループホームとして借りる場合の家賃をその分減額していただく、という内容となっております。

○柏女部会長 武藤委員、よろしいでしょうか。

○武藤委員 あとは、福祉司と心理司についてです。

○木村家庭支援課長 4番のところですがけれども、児童福祉司につきましては18名の増員、心理司につきましては13名の増員です。それで、児相全体では41名の増員を図ってございま

して、保護所の直接処遇の福祉職や、あとは増員するに当たって専門性を高めるための専門課長というのを増員するというので、児童福祉司専門の専門課長1人と、あとは新設で児童心理の専門課長というのを設ける予定でございます。以上です。

○武藤委員 ありがとうございます。

○柏女部会長 ほかにはいかがでしょうか。

では、横堀委員お願いします。

○横堀委員 1の「養育家庭の登録数の拡大」の「里親開拓コーディネーター」の配置というところを拝見して意見を申し上げます。

里親支援機関事業、あるいは里親支援機関そのものの機能を強化するという意味でこれは大事な一つの配置だと思います。同時にぜひお願いしたいことは、各里親支援機関が単独でそれぞれやっていくという形を軸としながらも、事業のメニューによっては横のつながりのネットワークで進めていくということが広域的に重要だと思いますので、そのような動き方もあわせてご検討いただきたいという点です。それが1番についての意見です。

それから、3番に関してです。2つ目の丸のところをお願いといいたまいますか、意見を申し上げたいのです。ファミリーホームについての意見です。

養育家庭をなさっているある方からインフォーマルな形ですがお話を伺う機会がありました。その方のおっしゃったことは、養育家庭からファミリーホームに移行したいと思っているのだけれども、児童相談所が子供の委託をあまり進めてくれないので条件が満たずファミリーホームへの移行が難しい、どうしたらよいのかという話を聞きました。理由はあるのでしょうかけれども、要望に対応した形で児童相談所との話がうまくできていないような「悩み」とも言える声を耳にすることが過去に何例かあったのです。ですので、本日の資料に出ているような賃貸の場合への補助の枠組みをつくるといった取組みも大事であると同時に、養育家庭からファミリーホームへの移行及び新規開設、設置への促進という課題への取組みが求められると思います。移行を進めないならば何か判断根拠があると推察もいたしますが、さまざまな声を聞きながら、工夫を加えながら、児童相談所レベルのケースワークを展開していただきたいと思いたしたので、意見としてお届けいたします。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。ほかはどうでしょうか。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 もし、今日の議論に入って、そこで語られるのであればここでは必要ないかとは思いますが、項目2の「養育家庭等の養育力の向上」と書いてある2つの丸にそれぞれお聞きしてみたいと思うことがございます。

1つ目の丸で、経験の浅い方には実践的な研修をするとありますが、実践的な研修というのはどういうものを想定しているのか、まず知りたいと思ったことの1点目です。

それから、2つ目の丸ですけれども、保健師さんが行ってくださるというのはとても素晴らしいことだと思いますが、この表現を見たときに専門家というところで少し引っかかりました。里親さんへの支援は専門性という縦糸と、人間関係とか、信頼とか、継続とかという横糸がちゃんと織り合わさって布のようにならないとうまくいかないのではないかと考えておりますので、この保健師さんという専門家だけが単独で動くようなイメージでは逆に余りうまくいかないのではないかと。どのようなイメージでこれを表現されて項目立てをしているのかを聞いてみたいと思いました。

○柏女部会長 後の議論にもかかわりありますけれども、ここで具体的な質問が出ましたので事務局からお願いしたいと思います。

○中澤育成支援課長 里親トレーニングの具体的な中身については、これからというところも実はあるんですけれども、国事業として今年度から位置づけられておりまして、個別の里親さんの状況を踏まえて必要な個別プログラムを策定して、それに基づいてやっていく予定です。

少し実習のようなものも入れ込んで、ということにはなろうかと思いますが、今のところお話できるイメージとしてはそこまでということになります。

それから、2点目の保健師等の専門家というところなんです。これは今後、乳児委託等を進めていくことが必要だと考えている中で、やはり交流中、あるいは委託直後についてはなかなか地域とのつながりが十分でない中で、特に乳児など小さいお子さんについては養育家庭さんにも不安になる部分があるだろうということもあって、健康管理についてアドバイスできたり、あるいは里親さんの不安について受けとめられるような保健師等の訪問支援ができればということ考えている事業になります。

○柏女部会長 よろしいですか。踏まえた意見がもしあったら、またこの後の議論の中でお願いしたいと思います。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、よろしければ報告事項はこの程度とさせていただきます、これから協議に入っていきたいと思います。議事は、大きく1つです。「委託促進と支援のシステムづくり」ということですが、内容が2つに大きく分かれます。「委託の促進」ということと、それから「支援の充実」という形になります。

前回、これらを通して里親の方、あるいは元里子の方、施設職員の方、里親支援専門相談員の方々からヒアリングを行いまして非常に貴重な御意見を頂戴できたかと思っています。心より感謝を申し上げたいと思います。それを踏まえて、今日の議論もしていきたいと思います。今後の支援体制のあり方、あるいは具体的な支援内容について御議論いただくこととなりますので、非常に幅広く、かつ重要なテーマではないかと思っています。限られた時間ではありますけれども、今日も皆様方からたくさんの御意見を頂戴できればと思います。

2つに分けて議論をしていきたいと思います。今は15分ですから1時間45分ありますので、最初のテーマの「委託の促進」について30分強、そして「支援の充実」について1時間弱、あとは説明が15分ぐらいという目安で進めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○柏女部会長 では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず最初に委託の促進の点についての資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○中澤育成支援課長 まず、前提といたしまして、10月に開催しました第3回の専門部会で委員の皆様からいただいたさまざまな御意見をもとに、都における家庭的養護の課題整理という形で一覧表をお示したかと思っています。

その際、本当に御意見は多岐にわたっていて、この部会の限られた中で全て御議論いただくのは困難けれども、各委員からいただいた意見については一通り表の中に入れて位置づけようということで整理をしたかと思っています。

資料3の1枚目をご覧いただきたいと思います。本日のテーマは「委託促進と支援のシステ

ムづくり」ですが、そのときの課題整理の中で「委託の促進」と「支援の充実」について、それぞれ2つの論点に絞って議論をいただきたいと思います。

資料にありますとおり、「委託の促進」については「未委託家庭への委託促進」と「乳児委託の促進」です。「支援の充実」に関する論点は、「養育家庭の新たな支援体制の構築」と「養育家庭に対する支援内容の充実」です。各論点につきまして、検討の視点をその右側に掲げております。

まず「委託の促進」に関しての御説明ですが、次のページをご覧ください。ここからは、各論点に関して現状と課題、これまでの専門部会での関連発言の要旨、それらを受けての検討の視点というつくりで整理しております。

委託の促進の1つ目の論点が、「未委託家庭への委託促進」についてです。

現状と課題として、まず養育家庭の登録数は増えているものの、委託家庭数は横ばいということがあります。

これまでの関連発言としては、登録前の相談は民間も対応してそれぞれがリクルートして里親を自分たちでアセスメントしてチームの一員にする。里親選定の段階から、その里親が子供に合うかどうかの判断を施設に求めてもいいのではないかと。養育家庭の強み・弱みをきちんと理解すれば、未委託は長期化しないといった御意見をいただいております。

これらを踏まえまして検討していただきたい1点目は、アセスメントやマッチングの強化についてです。例として「民間団体活用の仕組みづくり」としておりますけれども、施設や里親支援機関などがアセスメントやマッチングのどのタイミングでどのようなかわりがどの程度可能かですとか、そういう具体的な御意見、またはほかの強化策があればその辺のアイデアなど御助言いただければと思います。

現状と課題としましてはもう一つ、養育経験のない家庭については養育力を確認・向上できる機会が必要ということがあります。

これまでの関連発言としては、未委託家庭に対しては未委託の利用を説明し、リカレント教育を受けてもらう。個々の養育家庭に合わせたオーダーメイドの研修が必要といった御意見をいただいております。

これに関しましては来年度、先ほど御紹介しましたとおり里親支援機関事業の一つとしまして里親トレーニング事業を開始する予定としております。

ここで検討していただきたい2点目ですが、未委託家庭の養育力向上についてです。例えば、フレンドホームでの活動ですとかグループホームの家事援助にかかわるなど、養育力向上にどのような取り組みが有効か、具体的な御意見をいただきたいと思います。

次に、3ページをご覧くださいと思います。「委託の促進」の2つ目の論点は、「乳児委託の促進」についてです。特別養子縁組を前提とした新生児委託に関しては、次回以降、議事を予定しておりますので、ここでは養育家庭への委託に関する内容としております。

現状と課題としては、乳児委託研修の修了者は一定程度おりますけれども、実際の委託に結びついていないということがあります。平成26年度中に、乳児院から退所した児童の退所先ですが、6割弱が家庭引き取り、3割弱が児童養護施設、1割弱が養育家庭等という状況です。また、乳児の発達や状況把握には一定の時間を要するということがあります。

これまでの関連発言としては、乳児専門の養育家庭が必要ではないか。委託後も、施設等の手厚い関与や支援が必要ではないか。乳児の発達や将来を慎重に考えてのことと思うが、マッ

チングまで時間を要したケースもあったといった御意見をいただいております。委託後の支援に関しましては、来年度、里親支援機関事業の中で保健師等の訪問支援を行う予定としております。

ここで検討していただきたい1点目ですけれども、「乳児委託に求められる養育力」についてです。乳児委託に当たって、里親に必要な養育力というものは具体的にどのようなものか、御意見をいただきたいと思います。

2点目は、「乳児の養育を支える体制」についてです。例として、乳児院を活用した支援体制の構築について、乳児院に取り組んでいただく内容のイメージを挙げておりますが、具体的に乳児院は何をどこまで担うことが適当か。また、例示されている内容の他に必要な支援は何があるか。あるいは、乳児院の活用以外にもこういう体制が考えられるのではといったような御意見をいただければと思います。

現状の課題としてもう一つ、実親が子供に会えなくなることなどを懸念するため、委託についての承諾が得にくいということがあります。これまでの関連発言として、実親が承諾しやすい仕組みが必要というものをいただいております。

検討していただきたい3点目ですが、「実親の安心感の確保」についてです。例として、「乳児院等を活用した実親交流支援など」としてしております。実親の安心感を確保する具体策につきまして、アイデアをいただければと思います。

委託の促進についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○柏女部会長 それでは、今の御説明を踏まえて、特に検討の視点で事務局として報告書を取りまとめるに当たって、この辺がもう少しイメージをはっきりできないかといったようなことで具体的な論点を挙げていただいておりますので、それを中心に、それ以外のことでももちろん結構ですけれども、どなたからでも挙げていただければと思います。よろしくお願いたします。

では、青葉委員お願いたします。

○青葉委員 東京都からの御提案については、私共里親の意見も随分取り入れていただいておりますのでありがたいと思っております。

ここであまり触れていない部分で「検討の視点」ということで1点申し上げます。いわゆる児童相談所の負担を軽くすることです。里親委託というのは手間がかかるというのはわかるんで、なるべく手がかかる部分を分散するというような意味で、児童相談所の主に子担当の負担を軽くしないと児童相談所の中で里親委託という提案がしにくいだらうと思います。この負担軽減についてぜひどこかで詰めていただければと思っております。

それから、児相の親担当、子担当の役割分担、いつも申し上げているのですが、その役割分担の重さを変えるということと、里親担当と民間機関の連携をもっと密にすれば措置する側の負担も少しは軽くなるだろう。ほかのいろいろな意味もあって、この民間機関との連携というのは最後の課題になるかと思っております。そんなところが、この検討の視点のところでは私が気がついた部分です。

未委託の家庭に養育力をつけるということについては、研修などいろいろな方法もあり今やっているわけですけれども、実務的に子供と接する場をどうつくるかということが重要かと思っております。やはりフレンドホームを上手に活用する方法はないかということを毎回申し上げます。なかなかフレンドホームの一つの決まった枠を変えるということが難しいよ

うですので、ここは新しい制度をつくるか、活用できるように制度を改正するか、何か御配慮いただければありがたいと思っております。

乳児委託については今までいろいろ議論してきたところはこのとおりで、やはり乳児院を中心に支援体制を組むということが一番現実的かと思っております。実は、里親の中でこの1年間に乳児を受託した里親さんが結構おりました、そのうち何人かに今日に向けてインタビューをしてきました。

その結果を申し上げますと、要するに受託した里親さんは大変喜んでます。大変けれども、楽しかった。大体子供は皆さん親元へ返していますが、楽しかったということです。この次もやりたいかと聞くと、もし要望があればぜひ手を挙げたい、ぜひ取り組みたいとこういうことを言っておりました。

もう一つ聞いたのは、子供と別れるとき、ちょうど1歳ちょっととか、1年ぐらい育てて別れるときかなりつらくないかという質問を皆さんにしたのですが、やはりつらかったようです。それでも2～3日、1週間たつと元気になるわよなどという返事をいただいております。

もう一つ、住民登録をして子供を預かると地域の保健師さんが回ってきてくれる。制度的なものですからここで私が申し上げる必要はないのですが、これはいけるなという思いをしました。赤ちゃんですから余り住民登録はいじらないほうが良いと思いますので、住民登録をしなくても、住所を移さなくても地域の保健師が訪問できるようにぜひ何か行政的な手だてを講じていただければと思っております。里親は地域の保健師さんが訪問してくれたというので喜んでいました。そんなところが乳児のほうです。

どんな里親が乳児でこの1年受けたかと言いますと、私が出会った印象では、やはり児童相談所はきっと安全を見越して力のある里親さんを選んだんだらうと思うのですが、一口で言うと肝っ玉母さんみたいな人で、この次依頼があればやるわよとか、もし希望が出れば他の人も誘うわよという感じのやりとりをしております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。「未委託家庭への委託促進」ということと、それから乳児委託、両方についての御意見を頂戴しました。「未委託家庭への委託促進」ではこれまでも意見が出てきておりますし、前回のヒアリングでも武藤さんのところの方からも意見が出ていましたが、親担、子担のあり方というのは何とかできないかという意見はかなり強そうですね。

それから、フレンドホームから養育家庭に渡れないという問題点、これなどは制度改正としては大事なことはないかと思っております。ありがとうございます。他には何かございますか。

では、宮島委員をお願いします。

○宮島委員 主には養育力とは何かということで、こういうものが大事だと思っていることを申し上げたいと思います。それと、その前に一つ、「養育家庭の強み・弱みをきちんと理解すれば、未委託が長期化しない」という、この言葉の意味をどう捉えるかということで、少し考えを申し上げたいと思います。

養育家庭の強み・弱みをきちんと理解するというのは、委託者なり支援者が理解するというふうにはどうしても読んでしまいがちですが、本当はその里親さん、養育家庭さん自身が自分の強み・弱みをちゃんと理解するとともに、理解を深めていくことがとても大事なことになるかと思っております。チームとなっていかなければなりませんし、やはり眺めていてわかるわけではありません。委託者や支援者がかかわりながら理解していくものかと思っております。

少し外れますけれども、児童相談所職員の関東ブロックの研修会の際に松原先生が、私は

福祉の人間だから支援は電話を受けたときから始まると考えているというようなことを壇でお話されていたのですが、すごく共感しました。里親さんを知っていくとか、支援をするというのは最初の電話から始まってずっと繋がっていく。そのことが大事だと思いますし、ここでもそう語られてきた。ですから、ここで強み・弱みを理解するというのそういうこととして読むべきだろうと思ひ確認させていただきました。

その上で未委託家庭の養育力の向上、養育力とは何かということなのですが、問いかけられている内容と少し違うかなとも思うんですけども、私は大事だと思っていることが5点か6点あると思っておりますので、述べさせていただきます。

最初は、やはり人権感覚だろうと思ひます。人間をお預かりする。しかも、その人間には実親がいる。そういうイメージですね。この生きている人間、人生を持った人をお預かりして育てるんだということです。だから、ここでは人権感覚が最初にくる。もちろん、子供がいない御夫婦が子供を得て、ともに幸せになろうというのは自然なこと、とてもいいことだと思うんですけども、自分の幸せのために優先で、子供のことが思いめぐらせないと、実親のことを思いめぐらせない。これだと、資質に欠ける。当然、最初はわかるんですけども、話し合ってもこれが変わらないということであれば、これはもう難しいと思ひています。1つ目は、人権感覚だと思ひます。

2つ目としては、対処能力じゃないかと思ひています。一人の人間をメンバーとして家族に迎える。ということは、その家族そのものが変わってくる。私生活、人生のとても大きな変革を求められるわけですから、それに対処する力があるか、ないか。まず、ここが大事だと思ひます。

3つ目としては、それは必ずしもいつもうまくいくわけではなくて失敗とか困難が伴うわけだから、助けを求められるコミュニケーション能力ではないかと思ひています。

4点目は、これら全てのことは、里親制度とは私生活に子供を迎える公的な養育だという言い方を私はずっとさせていただいていますけれども、やはり公的な養育なんだということを理解しているか、していないかということが大事だと思ひています。

次の5つ目と6つ目は、両方自分を振り返るということだと思ひているのですが、1つは自分とか自分の家族を、個人として、個としてどういう存在なのかということ振り返る力があるか、ないかということだと思ひます。

6つ目は、同じ振り返ると言っても、養育者として自分の養育を振り返ることができるか。これらの6つがとても大事なことはないかと思ひています。

少し問われたこととは違うかもしれないんですけども、私はすごく大事だと思ひておりますので申し上げさせていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

では、横堀委員、次は武藤委員ですね。どうぞ。

○横堀委員 この後にまた取り上げて検討される支援のことも一部含んでしまうのですが、2点申し上げたいと思ひます。

以前からも関連の発言の中で出てきていると思ひますし、私自身も里親支援機関事業の一部のスーパーバイザーをさせていただきながら非常に感じてきましたことの1点目は、ケースを見通していく人は誰かということです。今日いろいろいただきました書類の中に、民間団体や、施設の機能や、支援としての力を生かすということが底辺に流れているかと思ひますので、少

し申し上げたいと思います。

例えば、養子縁組の里親さんの御希望の方も大変多く挙がってくるわけですが、現在は里親認定前の研修ではなくて施設見学という形でやっているかと理解をしております。認定部会にもかかわりながら感じておりますことは、これをできれば認定前の研修というか、実習にさせていただきまして、その施設実習に携わられた施設の里親支援の専門相談員の方にその方々の実習に際しての様子などの報告をしてもらって、書式を認定部会に挙げてというようなことから始めまして、見守っていく施設とのつながりをつくりながら認定していけたらと思います。また、その後の委託、それからアセスメントマッチングにそのような意見を生かすというような流れを入り口のところでまずつくりながらその後の支援に結びつけていくというような新しい発想を持つと、何か様子を捉えるということや、弱み・強みを理解しながら委託を検討したり、支援を展開するということが変わっていくのではないかというふうな発想を持ちましたのが1点目です。

もう一つは、以前からちょっと気になることとして私からも出させていただいたのですが、未委託と申しまして未委託家庭の方に現実的には非常に一時保護委託をお願いしているケースも多いと伺っております。

そういう中では、一時保護委託の間に現状、正規の形で措置している御家庭への訪問支援のようなものがなされていないかと、これもまた私なりに理解しておりますが、それが案外長期化してしまったり、それから未委託であったところにいきなり一時保護委託で少し見通しのつかない子供がやって来まして非常に養育に戸惑ったりというケースもあろうかと思っておりますので、このあたりは現状に即して少し推進員さんとか里親支援専門相談員さんと連携しながら、サポートする体制をつくりながら支援として活用するというのも視点としては重要かと思っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。幾つか、大切な点が出てきたかと思えます。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 今日、急きょ、A4の3枚の資料を出させていただきました。

まず、1ページのところに「乳児専門里親の構想について」ということで、今の乳児院を拠点にしながら、その間の里親さんや、できれば乳児の専門里親等々をつくって、そこをしっかり連携しながらその支援、それからリクルートなども含めてやるというような構想であります。

一番上に書かせていただきましたが、今まで出ているとおり登録里親が増えているんだけど、その半数は養子縁組を希望しているということです。ただ、皆さん実親さんがいるので、なかなか親の承諾は得られなくて里親委託に結びつかないケースがある。それから、養育里親さんは養子縁組としてなるべく長期にその子を見たいというような希望を出しているけれども、現実的には乳幼児は短期ケースで返す。または、親元に引き取るケースというのが多くて、そこにミスマッチ的な部分が生じてなかなか里親委託が進まないというような状況ではないかと思えます。そこにしっかり乳児院という機能を入れて、そこが中心になりながら里親の支援、それから実親との調整なども含めて児相と一体となってやるというような構想であります。

今、国の専門委員会が松原先生が委員長ということで現在、新たな子供家庭福祉のあり方の検討の専門委員会を行っていますけれども、あそこでも具体的にこの下のところに出ています。家庭養育事業、仮称ですけども、民間にもう少しそういう事業を任せてやっていったらどうかというような案が、まだたたき台の状況ですが、出ているところであります。

左側の下のところに「家庭養育事業」というものを入れていますが、これは里親候補のリクルートだとか、研修だとか、そういうことを入れるということであれば、今の里親支援機関事業を包括的に取り込みながら進めることになるのではないかと思います。まず、一旦、乳児院に措置をして、そこから乳児院は専門里親だとか養育里親の方をお願いをしながら一体となってやるという構図をしっかりと実親さんにも説明をしながら進めるということになると安心して預けられる。場合によっては、短期で引き取りケースということもこの中で調整しながら進めるということになると思います。

いずれにしても、国全体としてこういう方向もいいんじゃないかということですか、全国の乳児協議会がこういう構想がいいんじゃないかと、実は乳児院の協議会が主体的になりながらこういう構想を出しているんですね。そういうことで、乳児院自体もぜひやりたいというような提案もあるわけですから、ぜひそこに児童相談所が委託をしながら進めるというような方向性を打ち出していてもいいんじゃないかと思っております。

これはあくまでも新たな取り組みということになりますので、モデル事業という形で実施をまずしてみて、また補完的にいろいろな制度の拡充などをやっていくことになると思いますけれども、まずこういう構想をぜひ東京都でも検討してみる必要があると思います。

実際に今、里親専門相談員だとか里親支援機関事業というのが乳児院等にも配置をされているということなので、そこにしっかりと児相とタイアップできるようなソーシャルワーク機能を設けて、かかわる職員の専門性もしっかり担保しながら乳児の里親促進をこういう形で進めたらどうかと思います。

これは今までいろいろなところで検討はされてきたのですが、まだ不十分な点も多々あるかもしれないのですが、改めて提案をさせていただいたところでもあります。以上です。

- 柏女部会長 ありがとうございます。前回のヒアリングでも、乳児院の部会からこうした提案が出されておりましたので、そこは今の武藤委員の御発言を伺ってもかなり可能性の高い、やってみる価値のあるところだろうとも思いました。これが乳児院でなければならないのかというところでもなさそうで、他にもいろいろな幾つかのパターンがあり得るのではないかと思います。

つまり、施設型でやるものいいでしょうし、それから例えば里親の機関事業でやっているところ、あるいは養子縁組あっせん機関がやってみるといったような幾つかのパターンでモデル事業としてやってみるのも一つの手ではないかとも思いますので、これはとても大事な提案だと思いました。ありがとうございました。他はいかがでしょう。

では、青葉委員お願いします。

- 青葉委員 1つ言い残しましたので、乳児院と里親の関係を密にするというのは乳児委託にとってはとても大事なことだと思っております。乳児院と我々の関係を二重措置というようなことを許していただいて、乳児院に席を置きながら里親が通うとか、いろいろなパターンがあろうかと思っております。二重措置とか、それから再委託は禁止みたいなことが児童福祉法で書かれていますけれども、その例外の対応のようなものにするとか、乳児院と我々が委託関係を結んで子供は預かるとか、そんなことをしながら乳児院を軸に乳児の委託といいますか、家庭養護を進めるというのが一番現実的かと思っております。

行政的な縛り、二重措置の禁止みたいなことが幾つかありますので、ぜひそこを取り払うような施策をお願いできればと思っております。

○柏女部会長 とても貴重な御提案だと思います。乳児院と、それから里親養育家庭がいわばタッグを組んでやっていく。幾つか今の青葉委員の御指摘のように制度的にクリアしなければならない問題があることは事実なので、そこは工夫の余地があるかと思えますけれども、場合によって国に提案要求をしていきながら考えていくということも大事かと思いました。ありがとうございました。これはとても大事な点ですので、ぜひテイクノートしておいていただければと思います。

他はいかがでしょうか。まだ10分ほど時間はとれるかと思えますが、特になければ次の支援の充実のほうにいきたいと思えます。

では、宮島委員お願いいたします。

○宮島委員 「委託の促進」ということで、「実親の安心感の確保」と書かれているところについて少し考えを申し上げさせていただきたいと思えます。

今までの議論でも、やはり実親が子供を取られてしまう、自分の子供でなくなってしまうということがあれば、これは同意をしないのは当たり前のことだ。やはり自分の子供であり続けられる。そのためには、会えるということが保証されていなければならない。でも、生活課題をたくさん抱えているから、市民である里親さんのもとに直接出向くのではトラブルが生じてしまう。だから、交流の場をきちんと設けて、そこで会えるようにするということがとても大事だと思っています。

それがひとつ大事だと思いますけれども、同意のためにはやはり納得のプロセスということがすごく大事なことだと思っています。書いたりもしていることなのですけれども、実親のかたは、どうですかというふうに2歳の措置変更のときに言われても、すぐに、はいわかりましたというふうに納得することはできないだろう。やはり2回、3回と段階を踏んで納得というものは進んでいくものだと思います。

例えば、これは長期になることが間違いないということを受け入れて、そして施設養護よりは長期が見込まれるから里親委託を選択するということであるとすれば、まず乳児院に預かったその日に何らかの話し合いをして、1カ月後にどうですかという話し合いをして、また1カ月後にどうですかという話を、それで3カ月後くらいで考えてもいいかなというふうに段階的に進むものだと思いますので、その辺のところを大事にしていくことが必要だろう。実親に安心感を持ってもらうためには、実親の意思決定のプロセスを大事にするということが一番大事なことのひとつとして挙げられるのではないかということをお願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

先ほど横堀委員から、養育家庭に対する委託一時保護があるという話を伺いましたけれども、委託一時保護ではなくてそれを経ないで直接里親に委託する。乳児院を経ないで直接里親に委託するというようなことも、横堀委員は結構聞いていらっしゃるのでしょうか。あるいは、あり得ると思われますか。お考えをお聞きしたいのですが。

○横堀委員 一時保護委託ということでは、一時保護そのものを委託しているわけですので、もちろんそれは当然飛び越えているものと理解しております。また、以前青葉委員からも、一時保護委託でなく正式な委託のときもたしか同様の課題があるとうかがったこととして、養育家庭にベビーカーがない等の具体的課題状況があったかと思えます。実際子供を受け入れたが、すぐ必要なのに物理的に足りないものがある。すぐほしい。そんなとき、もっときめ細やかに支援の側から即応性のある現実的な対応をしてほしいという声が出ていたかと思えます。

里親支援専門相談員がすでに多くの施設に配置されています。ですから、そういう部分へのバックアップを具体的にできるように、里親支援機関事業ともサポートのあり方を整理した上で、動かしていく体制整備が必要と考えます。児童相談所以外にも具体的な支援に動ける工夫をつくりながら支援を展開していくことは一つの具体的な方法になるのではと発想をしたことが、先ほどの発言のベースにございました。以上です。

- 柏女部会長 ありがとうございます。今、私は国で行っている、養子縁組里親の研修のあり方の研究班にかかわりを持たせていただいているのですけれども、その議論の中では養育里親の研修は義務化されていて、養育縁組の研修は義務化されていないわけですが、そこを一緒にして、そして研修を合同でやっていくというようなことも制度的につくっていったらどうかといったような議論が今なされております。

もちろん研究ですので、それがすぐにどうこうというわけではないのですけれども、そういうことも考えたり、あるいは今の乳児委託ということと、それから新生児委託で特別養子縁組というようなことを考えると、それは紙一重のところにあるわけですので、そもそも養子縁組里親と、それから養育里親の研修体系等々、あるいは援助機関を別々にしておくということが合理的なのかどうかといった点もあわせて検討していかなければならないのではないだろうか。東京都の独自のシステムということですが、その合理性等についても議論をしていかなければならないのではないかと思います。これは、私の意見です。そのほかには、何かございますでしょうか。

では、横堀委員お願いいたします。

- 横堀委員 たびたびすみません。先ほど宮島委員がおっしゃいました里親さんの安心感の確保という点に関しまして、1つだけ意見をと思います。ある自治体の民間の児童養護施設で活用している方法論として聞いたことが印象に残っているという話です。それを話題提供という形で申し上げます。子供が児童養護施設に入所する際の実践事例ですので、乳児院とイコールとは言えないかもしれませんが、全くインフォーマルで法律的に何も裏付けがない書類なのだけでもこんな試みをしていると、ある施設の施設長さんから聞いた実践上の工夫です。

つまり、入所同意書という用紙を施設で用意している事例です。それは行政がつくる正式な関係書類とは質の違うものです。通常、子供の入所の際に実親さんに会えるチャンスをとらえて、施設では、できる限り入所後の子供に会いに来てもらうことや、面会を含めてつながりを続けていくことを伝えていきますね。ですが事情によっては来られなくなったり、ちょっと遠ざかったりすることもあり得ると想定して、こんな話をします。子供にはどの子にも家庭生活体験が必要なので、もし子供が実親さんと実質交流ができない状況が生じた場合には、施設側としてフレンドホームとか里親さんとの交流を進めますという内容を、書面にしてやりとりをするという実践です。そんな書面を開発・活用してのやりとりが、案外その後のやりとりに生きるという話でした。

これは一つの実践事例ですが、現制度の中でも「入り口」のところでは何かということ突き詰めて考える必要がある、制度の運用レベルでも工夫を加えられることがもしかしたら何かあるかもしれないと思ひまして申しあげました。ありがとうございました。

- 柏女部会長 ありがとうございます。まさにそうですね。入り口というか、運用のところでは私も研究で乳児院と児童養護施設での親子の面会のあり方についての研究を行ったりしたことがありましたけれども、そのときに親とどのようにして会うのかというようなことを一つとっ

でも、親が子供を施設に取られてしまった。施設の保育士に取られてしまったというふうに感じさせるような会い方をするのか。そうではなくて、お母さんのことをちゃんとこの子は待っていたんだよというふうに子供が動けるような会い方をするのか。そこはかなり技術的な問題だということで、その技術のあり方についていろいろと教えてもらったりしてはいたけれども、そういう現場での運用についての研究、研修なども行っていくのはとても大事なことはないかと思います。ありがとうございました。

では、どうぞ青葉委員をお願いします。

○青葉委員 今、研修の御発言が少しあったんですけれども、東京都の方にお伺いしたいのですが、研修は縁組と養育里親と完全に別々というイメージは今どうなっているのでしょうか。

○柏女部会長 お願いします。

○坂井里親係長 認定前研修について、メニューの座学については大半を今、合同でやっています。それで、養子縁組を希望される方は乳児院のほうに見学に行き、養育家庭を希望される方は養育家庭にと、その現場に行くところは別々ですけれども、最初の入り口は一緒です。

ですので、認定前研修の最初に行政説明をやる時には目の前に100人くらいの方がおられたら大体半々か、最近は養子縁組を希望される方が多いくらいで、合同で説明をやっています。

国のほうでは、養子縁組里親さんの研修は義務化されていないですが、東京都は大分前から義務化してやっています。

○柏女部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

では、事務局のほうからお願いします。

○鈴木児童相談所長 申しわけありません。児童相談所から一言申し上げられればと思って手を挙げました。

乳児委託なのですけれども、やはり児童相談所としては一番のネックになっているのは実親さんとの交流で、承諾がとれるかどうかといったところが乳児に関しては非常に大きくて、当然最初は親御さんがどなたも面会に来ます。会いたいですという話で、当然面会にも来ていますところがありますので、そこをどういうふうに確保していけるかといったところです。

それで、現在はかなり不安定な親御さんが多いといったところで、養育家庭さんのある面措置先ですね。施設であればそうしたことを明かしているところもあるんですけれども、養育家庭さんだと割と措置先を明かしていない場合もあります。それで、そこはやはり親御さんにしてみると、どこにいるんだかわからない。どんな親御さんに預けているんだかわからないといったことは非常に不安に思うところもあるので、ある意味で当然乳児院のバックアップももらいながら、どこまで養育家庭さんの情報を親御さんに伝えていくか。そのようなところも検討が必要かと思っています。

実親さんの安心感を得られるように、当然最初のところでは親御さんにもし来られなくなればというか、面会が遠のくようなことであれば、里親さんとか、そういった御説明もしているところなのですが、当然、そこは承諾もなかなかうんとは言わないんですけれども、何回となく言っているところではありますが、一緒にどこまで養育家庭さんの情報を開示していけるか。また、ある意味で養育家庭さんの理解をいただけるかといったところも必要かと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございました。これも大切な視点ではないかと思えます。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 今の御報告を聞いて、一つ大事なことを思い出したという思いで手を挙げさせていただきました。

さっき、承諾のためには複数回会って段階的に納得を得ることがとても大事だ。これは複数回会うということが納得を得るために大事だということなのですが、単に納得を得ることだけではなくて、アセスメントのためにも会わないといけない。さっき委託先を開示できないと、養育に踏み込んでしまって養育を脅かすようなルールが守れないということがもし実親にあったとすれば、それを押して預けるということはやはりできませんので、開示できる人か、ルールを守れる方かどうか。養育を不安定にさせないかどうか。これをきちんと見ていかなければいけない。

ですから、さっきは運用のような言い方をしてしまったのですが、それこそ小さい子を預けるためには3回の面接を定期的に行うようなルール、あるいは、指針のようなものを定める。それは仕組みに入ると思うのですが、大事なことはないかと考えています。

○柏女部会長 ありがとうございます。濃淡はありますけれども、「検討の視点」の一つ一つについての御意見は頂戴したかと思うので、次のほうに移ってもよろしいでしょうか。また支援の議論をしているうちに委託の問題が出てきたら、そのときに発言をしていただければと思います。

よろしければ、「支援の充実」というほうに移っていきたいと思います。それでは、事務局からその部分についての説明をお願いいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、資料3の4ページからになります。ごらんいただきたいと思います。「支援の充実」についてです。

1つ目の論点は「養育家庭の新たな支援体制の構築」です。委員の皆様には、前回の本部会で御要望がありました施設の里親支援専門相談員の業務内容について整理した資料を事前にお送りいたしましたけれども、ここでの議論についてはその内容に縛られずに御意見をいただきたいと思っております。

「現状・課題」といたしましては、現在児相を初めさまざまな関係機関がありますが、効果的な支援を行うための連携の仕組みが不十分であるということ、それと児相の土日・夜間の体制は緊急対応が中心となっているということがございます。

これまでの関連発言としましては、里親が帰属感を持てるチームによる養育体制が必要ではないか。支援するスタッフはたくさんいるが、連携やコミュニケーションがとれていない。児相は多忙で里親支援に尽力するのは厳しい印象。措置権は都だが、養育家庭の伴走者として民間団体が支援していくイメージがいい。養育家庭と民間団体の距離が近くなることで、児相との間に距離が生じたり、対立構造にならないよう留意が必要。区市町村の社会的養護へのかかわりについて検討が必要など、多くの御意見をいただいております。

これらを踏まえて検討いただきたいのは、「養育家庭を支える体制」についてです。例として「チーム養育体制の構築」としてあります。具体的にはそこにありますとおり、チームの構成について、またチームを構成する各機関の役割分担・連携・情報共有のあり方、例えば中心となる機関はどこか、有効な会議のあり方について、チーム養育を進めるための自立支援計画に盛り込むべき内容はこういったことが必要か。また、個人情報保護の仕組みについてなど、チーム養育体制をつくっていく上で必要なことですか留意点、具体的な内容に関するアイデア

など、さまざまな視点から御意見をいただきたいと思っております。

次のページをご覧ください。「支援の充実」の2つ目の論点で、「養育家庭に対する支援内容の充実」です。ここは1点目の論点と異なりまして少々細かい内容でして、表の一番左側にお示ししておりますが、「実親交流」「自立支援」、それから次のページになりますが、「権利擁護」「措置解除」の4つの項目に分けて整理しております。

まず、5ページの「実親交流」に関する「現状・課題」としましては、実親交流は児相が関与して実施しているが、土日も含め交流の確保・充実が必要ということがございます。

関連発言としては、施設の里親支援ワーカーは面会交流のノウハウを持っているので、施設に面会交流の仲立ちを期待したらどうかという御意見をいただいております。

「検討の視点」としては、施設等を活用した実親交流支援としております。

次に、「自立支援」に関する「現状・課題」としまして、まず自立支援計画については現在、児相が案を作成し、養育家庭が確認して策定しておりますが、策定の際に養育家庭や関係する機関の関与を増やして、より内容を充実していくことが必要と考えます。

関連発言としまして、養育家庭から見ると自立支援計画を一緒に策定したとは思えないという御意見がありました。

「検討の視点」は、計画策定に養育家庭と民間団体の関与といたしております。

「現状・課題」として「自立支援」に関するものはもう一つ、児童養護施設の入所児童のためには自立支援の専門スタッフがいるが、養育家庭の委託児童にはいないということがあります。

関連発言としては、子供の状態に応じて経済的援護や他の福祉サービスにつないでいく必要がある。実家的機能を養育家庭に求めるのは負担ではないかといった御意見がありました。

「検討の視点」は、施設の自立支援機能の活用としております。

次のページをごらんください。「権利擁護」に関する「現状・課題」としましては、里子に権利ノートを配布していますが、さらなる理解促進の機会が必要。養育家庭には第三者評価等がなく、養育の質の客観的な担保が困難ということがあります。

関連発言としては、里子のためのサロン等を里親支援専門相談員が支援できるようにしてほしい。定期的な訪問により、子供の養育が適正に行われているか確認することが重要であり、それが第三者評価の機能と重なるという御意見がありました。

「検討の視点」は、里親たちの意見を聴く場の確保や権利意識の喚起と家庭訪問への民間団体活用としております。

次に、「措置解除」に関する「現状・課題」としまして、措置解除のほとんどは予定されているものですが、一定数の予定外の措置解除も発生しており、里親の心理的負担の軽減が必要ということがございます。いわゆる不調といっているケースについてのことです。

関連発言としましては、委託解除の前に支援方法を探るカンファレンスを開けたらよい。措置解除後、次の委託のためにも里親に振り返りの機会を確保することが必要。不調の事例を明らかにすることで、里親はここに気をつけようと肝に銘じる部分もあるといった御意見をいただいております。

これらを踏まえた「検討の視点」としまして、措置解除に至る前に里親参加のミーティングの活用、措置解除直後に里親支援機関の心理職等による里親への支援、関係者での措置解除事例の情報共有・提供方法の検討としております。

この「支援の充実」の2番目の支援内容の充実のところは、基本的な考え方というよりも具体的な支援について触れている部分ですので、書かれている内容につきまして少し違うのではないか、あるいは追加したほうがよい内容等がありましたら御意見をいただきたいですし、または取り組む上での留意点ですとか具体的なアイデアについても御意見をいただきたいと思えます。

「支援の充実」についての説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、このペーパー3枚ですけれども、どの部分でも結構ですので何かございましたらぜひお願ひをしたいと思います。いかがでしょうか。

では、青葉委員お願ひします。

○青葉委員 4ページ目のところで申し上げますと、この考えは大事で東京都もこの言葉を使っていたので感謝しているのですけれども、チームの結成というところがこれからの里親支援のポイントかという気がしております。とにかく人事異動がありますので、固定した人が10年、20年やるというのも無理な話で、1人の子供に対してチームを1つつくって、その中で役割を決めているいろいろやっていくというようなことを基本にしていただければと思っております。

もう一つは、そのチームの中に子供も参加してもらいたいということです。では、大人の会議に子供が参加するのとか、そういうことではなくて、子供の希望を誰かが聞いて、それを書きとめておくのです。後で話題になるのでしょうけれども、指導計画書みたいところで子供の希望コーナーを一部入れていただきたい。

では、どんなことを子供が要求するのだということですが、子供ですから余り難しいことは言わないで、例えば今年1年で逆上がりができるようになりたいとか、漢字を毎日1ページずつ書きますとか、そんなことを子供と支援者と里親で約束をして、それでそれを1年間目標として子供とやりとりをするというようなことが具体的にできるかと思っております。それで、子供も巻き込むといえますか、参加を求める効果は絶大なものがあるかと思っております。

1つは、里親が外部の人間を家庭の中に入れる。それで、そこで支援者と子供とのやりとりをそばで見ているというのは、社会的養護を言葉で説明するよりも目の当たりで見ることができるといことで、支援者を家庭に招き入れるということはある程度義務化したらどうかと思っております。里親認定基準の中で大事な要素として社会的養護を理解するという意味で、他人が家庭に入るのを了解するというのを具体的な項目で示せないかと思っております。

そんなところで、子供が軸になると余り難しいことを言わないで他人が家庭に入れるし、子供の実態もわかると思っております。例えば、漢字の書き取りを少しやろうねというやりとりを1年間続ける中で、その子の持っている本当に難しいところがかいま見えてくると思っております。そうすると、普通の人間的な振る舞いをしていけば、この子は難しい子か、どういう難しさがあるかというのは日々の生活の中でわかると思っております。ので、子供を中心に置いて里親と支援機関と、もちろん児相も含まれるんですけども、我々が子供の周りをぐるぐる回る。里親支援というのではなくて、子供支援といえますか、子供を中心にした体制に発想を切りかえていただければありがたいと思っております。とりあえず、最初に一言だけ申し上げます。

○柏女部会長 ありがとうございます。子供を中心にしたチーム力の体制をつくっていくこと

の重要性について御指摘をいただきました。ほかにはいかがでしょうか。

では、宮島委員をお願いします。

- 宮島委員 チームはぜひとも必要だと思いますが、ではどうチームをつくっていくかということですが、面識がないところでチームは成り立たないだろう。では、どうやって対面的な出会いの機会をつくるかということですが、千葉県で始めて割とそのやり方がだんだん広まってきている支援ミーティングでしょうか。里親応援ミーティングと言ったりしますが、今は銚子児相にいる方が中央児相にいたときに提唱されて始めたやり方は素晴らしいと思っています。

まず、年齢や適性によって異なるとは思いますが、学齢児などだと子供本人も参加して里親さんと児童相談所と、あとは直接支援にかかわるような方々に集まっていただいて、これから生活を始めます。それで、私たちは応援する人です。聞きたいことは何ですかとか、逆にどういう目標でいるんですかとか、いつぐらいまでの養育ですかと、子供が参加したほうがいいものとそうでないものがあると思うんですけれども、話し合い、そこで話し合った内容や合意した事項をホワイトボードに書き出すぐらいのことをしてもいいのではないかと。それで、そのホワイトボードに書かれた要素とか合意事項に基づいて自立支援計画をつくれれば、自分の発言や、自分がいるところで話し合った内容が盛り込まれているなということになり、一緒につくったといった納得感や合意も得られるのではないかと。

できれば、今は定期的な訪問も義務づけられていますので、やはりプランができればやってみてモニタリングすることがとても重要なわけですから、委託をして1カ月後と3カ月後ぐらいに、全員が集まることはちょっと難しいにしても、チームの主要メンバーが集まって1カ月後、3カ月後、6カ月後と、こういうモニタリングと再アセスメントと再プランニングの機会をつくっていく。全ての事例についてそれを導入するという事は難しい。例えば、一時保護的な短期的な養育等ではこれは成り立たないと思うんですけれども、0歳、1歳、2歳、3歳ぐらいで養育が開始される長期委託になるようなケースでは、ぜひともこの仕組みを取り入れたら効果的ではないかと考えます。

- 柏女部会長 ありがとうございます。私も千葉県の取り組みは知っているんですけれども、個人情報保護についてはどういう感じになっているのでしょうか。
- 宮島委員 工夫して、導入後はいろいろ変えたりしているようですけれども、要対協の個別事例検討会の位置づけにするというかたちをとっているようです。それで、参加者に守秘義務を課しているということです。基本は、そういう形をとっていると聞いています。
- 柏女部会長 そうすると、里親さんが入っていない場合もあるから、それはそのときだけ入れるということですね。首長さんの指定によって入られれば入れられるけれども。
- 宮島委員 当時参加の個別事例検討会というような位置づけのようだと思います。もともと里親さん自身には守秘義務があるわけだと思いますので。
- 柏女部会長 罰則はないですね。
- 宮島委員 罰則はないです。
- 柏女部会長 要対協のメンバーとして入れれば罰則つきになりますね。そこまではしていないということですね。
- 宮島委員 そこまでは詳しく知らないのですが、イメージとして里親さんが全員要対協のメンバーになっていくというと、要対協そのものの運営の大変さも生じてくると考えます。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。大切な視点ではないかと思えます。

それでは、武藤委員お願いいたします。

○武藤委員 4ページ、5ページのことを包括的に見ると、児童相談所が中心にやっていたことに対し、民間団体のいろいろな資源ですね。そういうものを十分活用しながらやったらどうか。国の方もそういうような方向を今、出しています。そういう意味で、私は先ほどペーパーを出しましたけれども、2枚目を見ていただきたいと思えます。

これも先ほど乳児院版を出しましたけれども、どちらかというところと児童養護施設版ということで御理解いただきたいと思っております。国のほうが、そういうことで家庭的養育事業を将来的にはセンター化するというようなことも含めてイメージを出しながら今、出しておりますけれども、児童養護施設等がここに書いてありますが、児童家庭支援センター、東京の場合は子供家庭支援センターで各区市町村が中心になりながら虐待の対応だとか、そういうことを含めてやっておりますけれども、全国的に見ると社会福祉法人等の施設がこの児童家庭支援センターを付置しながら地域支援だとか、里親支援だとか、そういうことも含めてやっていくということで今、進めているところであります。

現在、全国的にはこの児童家庭支援センターが100カ所ぐらいあるんですね。この5年間で3倍にするということで300カ所、行く行くは15年かけて児童養護施設や乳児院の全ての施設にこの児童家庭支援センターを付置しながら、標準装備しながら地域支援を施設が主体的になってやるというような構想を書きながら今、全国的に社会的養護の課題と将来像ということを展開し始めています。そこにここの里親支援、前提となるのは施設と里親さんが一体となってその地域の社会的養護に責任を持つというような考え方に基づいて、施設が里親の支援ができるようなシステムという部分をつくってはどうかという提案であります。

ここの児童家庭支援センターというのは里親支援だけじゃなくて、地域支援だとか、虐待対応だとか、それを各区市町村と、それから「児童相談所を補完する」と書きましたけれども、そこと十分連携をしながらやるというのが前提なものですから、そういう意味からすると里親支援も地域と児童相談所と連携しながら、施設がここの左側の真ん中のほうにありますけれども、土日祝日、夜間、24時間含めて対応ができるというようなことも含めてあります。それから、先ほども言いましたけれども、施設には今、里親支援専門相談員だとか、それから心理職だとか、東京でいくと専門機能強化型の小児精神科医等々の非常勤配置ということなども含めてあります。非常にそういう点では施設が専門機能を強化しているところの部分の部分を土台にしながら、そこが一体となって里親さんと地域の社会的養護の分野についての責任を持っていくというような構想で少し書かせていただいているところであります。

そういうことで、私たちは児家セン、児家センという言い方をしていますがけれども、児童家庭支援センターを一部取り込みながら、この里親支援のセンター的な役割を果たしていくというような構想を少し考えていただけないか。これは、前に児童家庭支援センターで虐待対策について機能的に東京都は今1カ所も実施していませんが、当面はモデル実施というような形で都内に3カ所ぐらいから開始しながら、施設が主体となってこういうような取り組みをしていくということを東京都でも実施してみたらどうかということで、今回提案をさせていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。先ほどの乳児院を中心とする構想とも深くかかわる視点ということで御紹介、御提案をいただきました。他はどうでしょうか。

横堀委員、お願いします。

○横堀委員 それでは、何点かお伝えしたいと思います。

東京都における養育家庭への支援は、「里親への支援」に焦点化する概念で進めてきたものと受けとめてきました。ですが、先ほど青葉委員がおっしゃいましたように、あわせて子供支援をどのように組み合わせたり、つくり出したりしながら「里親子支援」「養育支援」をしていくかがこれから求められると思っています。その点をまずひとつお伝えします。

また、先ほど宮島委員が養育のチームのところにふれられました。私もここがとても重要だと思っておりました。チームでの養育体制を構築するからには、これがチームであると、当事者が実感できることが非常に重要というか、肝要だと思っています。ある自治体では里親さんに子供を委託するときにセレモニーをするといいます。里親さんにとっては、ああ、この人たちがこれまでこの子の育ちにかかわってきて、そして今度は私たちが引き受けていくのだな、そしてまたこれらの人たちの支え・見守りの中で里親として育てていくのだなと実感として感じられる機会になるようです。ただ単にセレモニーをすればいいということではないのですが、こうして「応援団」や子供の人生にかかわる「チーム」がわかることには意味があると感じます。その輪の中で毎日の養育を担っていくことが意識化もされますので。養育を進めていく際にこのチームを、関係者会議ということでも置きかえている部分があるかと思うのですが、充分それが行われているかというところではないのでは、と実践にふれながら感じています。応援団を、必要なときに見える形で用意できるかという点はとても重要と思います。

この下にイメージ図がありますが、チームといった場合、誰がリーダーシップを発揮するかという点も問われます。もちろん軸となるのは児童相談所なのですが。業務量が多い中、児相も奮闘しておられることを考えると、里親委託・支援業務の民間との役割の持ち方に関して再検討・再整理が急がれると思われまます。そんな背景からも、今回の議論があると思います。

私がかかわってきましたのは、里親支援機関事業を引き受けている二葉乳児院です。里親委託等推進員の方々による養育家庭訪問の様子や見立てをうかがっていますと、諸状況を見事に把握しておられる力量を感じています。例えば、もう少し自立支援がいるとか、子供にとって今、必要なことはこういうことではないか等と見守り体制を発揮しながらも、見立てて帰ってこられたことを児童相談所に報告しながら動きをつくっていく。そんな連携の力を発揮し始めてもう数年に至ります。ただ、その方たちの報告がうまくいきませんと実質的な養育支援に結びつかないということも起きるのかなというふうに拝見してきました。

児童相談所に大いに協力をしながらケースを進めていくコーディネート機能も、まさに施設の活用であるということは、今、武藤委員からもおっしゃっていただいたことです。業務量が多すぎではいけません、支援機関事業のワーカーの力を活かす形で再編成するということは、最後に、自立支援計画の策定のところで5ページに出していただいているところです。これまでの関連発言要旨のところでも自立支援に関しましては、養育家庭から見ると自立支援計画を児相と一緒に策定したとは思えないのもっと民間団体が関与するというのが視点としてあるのではないかという意見も出ています。自立支援計画をどう日常におとしこむか、どうしたらよいのか一緒に考える。このあたりも養育の支援ですので、だれとどんなふうに行うか、考える必要があると思います。

つまり、支援計画を策定するプロセスにかかわる可能性のみでなく、支援計画を実際の養育とどう結びつけていくのか。養育家庭それぞれが持っている弱み、強みを一番近くで見て、あ

る意味、励ましもしている立場だからこそできる、「一緒に碎いて語る人」の力を発揮することには支援の可能性があると思います。養育者当事者がどの人も持っている考え方の癖と向きあって考えることや、養育者が養育をふり返る支援までいけばという思いもあります。養育に寄り添っていく支援が機能し始めることで支援者が養育に貢献できるのではないかと思いますので、実質的な動きをどう作れるかが大事だと考えています。

長くなりましたが、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はどうでしょうか。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 カンファレンスや会議をするときのファシリテーター役というのはとても大事だと思っています。こういう会議でも先生が上手に進めていただけるので私は発言しやすいわけですが、今、私のゼミにいる児童相談所から派遣で来ている学生が、児童相談所の仕事にはカンファレンスが満ちている。それは関係機関との間でもそうだし、児童相談所の中でもそうだ。そのような中で、若手職員にとってカンファレンスをどうファシリテートしていくかということがとても難しい。にも関わらず、余りトレーニングがされていない。それをどうするのかということに取り組みたいといっています。今度はこういった里親委託のときに先ほど申し上げたような応援ミーティングなり、委託時のカンファレンスをするのであれば、ファシリテーターが上手でないとうまくいかない。委託の数は各児童福祉司のレベルであればそんなに多くはない。委託機関だから児童相談所がやるというふうに自動的になりやすいのですけれども、進行役はむしろ里親支援機関事業の、例えば里親トレーナーと呼ばれる人が、そういった役割を果たせる力量のある人で、且つ、未委託里親さんのトレーニングをしつつ、その方との信頼関係もできているということならば、そこでファシリテーター役をしてくれる。そのような進行があれば、いろいろな面で安心して進むのではないかと。そんな可能性もあるなと思いついていました。

○柏女部会長 行政的に作成する主体は児相かもしれないけれども、それをうまく回していくのは里親支援機関のファシリテーターでやっていけるのではないかと。先ほどの横堀委員の御発言とも深くかかわることだと思います。ありがとうございます。他はどうでしょうか。

では、磯谷委員お願いします。

○磯谷委員 全体的なところは感心しながら聞いているだけなのですが、先ほどチームのところで個人情報保護のお話がありました。恐らく、先ほど宮島委員がおっしゃったように、要対協のケース会議を使うというのが少なくとも今ある仕組みの中では最も適切だし、またそれは可能なんだろうと思います。

里親に入ってもらおうかどうかですけれども、基本的に想定されるのは里親と里子がまず情報を持っていて、彼らの情報を漏らさないようにネットを組むというのがポイントだと思うので、そういう意味では里親がそのネットにおいて新たに秘密を知ることには余りないのではないかと。里親があえて要対協のメンバーになってもらわなくても問題はないのではないかと。思います。

逆にそれ以外のイメージで出てくるところ、例えば里親支援機関とか、このあたりがやはり入っていただく必要が出てくるのかなと思うのと、問題はよくわかりませんが、このチームのイメージ図のところの右端のほうに里親仲間というのがあるんですが、このあたりにな

ってくるとちょっと微妙な話になってくるかと思えます。

ただ、里親とか里子の情報といっても、例えば今、学校でこういうふうなことで困っているとか、こういうふうな協力が必要だとか、そういうふうなところというのは秘密性がかなり低いと思うのに対して、やはり里子がどうしてここに来たのかとか、そういう話になってくると、やはりそれは非常に秘密性が高くなってくる。そのあたりも意識しながら適宜、里親仲間とか、そういう方々が必要であれば入っていただき、ただ、非常に機微にわたる情報の場合には外していただくとか、そういうふうな工夫が必要かと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。そうすると、各市町村がつくっている要対協に児童養護施設とか乳児院とか、全部入っているわけじゃないですね。この辺は少し考えていかないといけないですよ。里親支援専門相談員がそこに入っているの、そこにかけていくとなると、ではこの辺はこれから提言をしていくときにそれらも考えていきましょう。ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

では、青葉委員をお願いします。

○青葉委員 先ほどの続きになりますけれども、自立支援というところで里親が実家的機能をすることが負担ではないかという御意見をいただいていますけれども、この件も持ち帰っている聞いてみました。意見としては、負担だけれどもしようがないのよねというのが結論で、それでいいんじゃないかなということで、皆、嫌がってはいないですね。大変だけれども、訪ねてくるとうれしいというのが共通です。ですから、この辺は里親が実家機能をやることについては皆さんも覚悟しているというところでは。

ただ、1つここで話題にしたいのは、うまくっている場合はいいんですけれども、難しくなったときに、では里親がどこまで抱えられるのかということになると話は別です。抱え込むのもっと謙虚になれということは言わなければいけないと思っています。特に他の施策でシステムができていのになぜ児童福祉で抱え込むんだというところについて我々はまだ少し冷静に知ったほうがいいと思っています。

例えば、障害支援でカバーできる部分は児童福祉法よりも18歳以降は整備されていますので、やはりそちらに委ねられるものは委ねていいんじゃないか。遊びに帰ってくるのはいいんですけれども、そこで指導を受けたり生活を築くなどというのは他法に委ねる。生活保護法にしても、生活保護を受ける場合にはきちんとした就労指導などがありますので、やはりそちらをメインにして児童福祉はそこまでは実際できないんじゃないかと思っていますので、やはり他法の指導を望みたいと思っています。

年齢を幾つとか、そういうことは私はわかりませんが、当然、つなぐ部分というのは年齢的にあるわけですが、他法についても我々はもっと知識を持たなければいけないと思っています。

それからもう一つは、チームを組んでとてもいいなと思うこれからの効果としては、不調になってうまくいなくなると里親から次の場面に移るといえる場合が多いわけですが、そういう場合のチームに移った先の施設の先生もチームに入っていただきたい。ですから、支援員とか何とかという肩書のある人だけがチームではなくて、その子が歩んできた道に携わった人がチームに入っていただきたいという思いはあります。

そうすると、誰でも子育てでうまくいかないときがあるわけですが、2～3年すると子供も別れた里親さんが恋しくなったり、人間ですからするわけで、その辺のつなぎの役とか、

切れ目のないという考え方でいうと、いろいろな人がずっと結びついて絡んでいくという体制をぜひこのチームという中でもう少し広い意味でいろいろな人に関係していただければいいかなと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。

○駒村副部会長 今のところは非常に関心があるところです。実家的機能について、今のところはどうかでしょうか。他法優先、他法充実、この知識というのは不十分なのか。その辺のアドバイスみたいなものは必要なかどうか。里親さんのほうで、こういう問題があったらこういう法律があるという知識を十分持たれているかどうか。

それからもう一つは実家的機能、これはもうしようがないんだとおっしゃっているのはすばらしいことだと思うんですけども、もう少し実態がわかれば、どういう状況や実態になっているのか。事例か何かが集まっている状態なのか。これがもしあれば教えてもらいたいと思って伺っていました。

○青葉委員 他法の知識については、特別な里親さんは別ですけれども、普通は全くわかりません。ただひたすら悩んでいる。一人で悩んでいるというところです。

それで、施設には自立支援コーディネーターという制度の中で職員が配置されてこの辺のつなぎの役、奨学金はどうなっているとか、いろいろなことを全部知っているんですね。

里親制度の場合はその機能がないものですから、何も知らない里親がそのわからない制度をのぞき見しているというのが現状です。ですから、自立支援コーディネーターの役割が里親にも必要ですのでお仲間に入れていただければと思っております。

それから、実家機能の実態はどうかということをお知らせしますと、里子で30才ぐらいまでの事例を今、拾っています。いろいろなところで里子を集めて話を聞いて、まだ文章にまとめていたりはしていませんけれども、メモはかなり私のところに届いております。何かの折に施設の先生などと一緒に協力を得て、実は里親制度支援委員会というのがありますので、そういうところで手伝っていただきながら、里子と、それから施設を卒業した子供も含めて実態はお示しできるだろうと思っております。

それから、実際に今どうなっているかということ、大学に行くような里子は22歳ぐらいまでほとんどが里親と暮らしています。それから、その後も結構暮らしていますね。

それから、30歳過ぎぐらいになると、ふらっと遊びに帰ってくるという位置関係だと思っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 実家的機能という言葉には、やはり少しこだわってしまいまして、青葉委員がおっしゃったことときくと違わないだろうと思うのですが、私は実家的機能という言葉を使うのは注意が必要ではないかと思えます。家制度とか、家族は何でも受け入れるというようなイメージがあって、その呪縛が結構ありますので、里親さんも受け入れなければいけないというイメージを持ってしまふ。我々もそこを期待してしまうし、それができないということになると今度は子供が拒否されたと感じてしまうだろう。

だから、一緒に暮らした人としての大事な役割は担い続けていただくとしても、実家的機能と表現するのはちょっと注意が必要だと思えます。私は、一緒に暮らした人間として果たしていただきたいと思うのはやはり精神的なサポートです。あなたを大事な存在だと今でも思って

いるし、応援をしているよという精神的なサポート機能と、あとはそれこそ福祉サービスとか、危機に陥ったときにセーフティネットにつなげるという機能が一番重要なんじゃないかと考えます。

場合によっては、里親の研修にこのことをきちんと伝えていくということが大事で、難しい制度をたくさん覚える必要は全然なくて、むしろセーフティネットにつなげるのがあなた方の役割ですよということを委託とか自立支援のプロセスの中できちんと里親さんに理解してもらおう。これが、すごく大事なんじゃないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

武藤委員、このペーパーの次のものも合わせて、時間的にあれなのでどうぞ。

○武藤委員 少し補足をしたいと思います。先ほど出したペーパーの2枚目です。施設が一体となって地域の里親さんと社会的養護のことに責任を持っていくという言い方をしましたけれども、一体となってというのは施設と里親とのいろいろな協力体制というか、そういうものがまだまだ緒についたばかりでさまざまな交流、里親さんと職員が一体となって研修をやるということや、子供の部分からすると夏休み一緒にそういうことを今でもやっているところもあるんですけども、行事に出かける、キャンプをするということなども含めて、それから施設では夏祭りだとかいろいろな行事がありますので、そこにも参加してもらったりということを含めて、この左側のところに少し入れていますが、里親のレスパイト的な役割も施設が担うということで、日常的に交流し合えるという関係性を徐々にだと思えるんですけども、つくっていくということが前提だと思います。

そういう意味から、先ほど言いましたけれども、施設にはいろいろな専門職がいます。自立支援のコーディネーターがいて、いろいろな進路指導や、職業指導、進学指導などを含めて情報を提供しながら、それが専門分野としてやるということになります。その自立支援コーディネーターは先ほどちらっと出ていましたけれども、自立支援の個別の計画書、自立支援の計画書などを点検しながら、担当ともう少しこういうところが自立するためには必要だということなどのアドバイスもする専門職であります。

だから、そういう人たちが里親さんの実家的機能まで果たせるかどうかはわからないですけども、場合によっては里親支援専門相談員と自立支援コーディネーターの人が施設に来るのか、里親さんのところに出かけるのかは別として、そういうことがお互いになれるようになる関係が必要なんじゃないかと思っています。

そうすると、自立支援コーディネーターも行って地域の里親さんのアフターケアというんでしょうか、そういう部分のかかわりで、普段から顔の見える関係で子供たちもよく顔を知っているという関係で支援するということが前提だと思うんですけども、そうすると施設が場合によっては里親さんの実家的機能となるとどういうあれなのかわからないですが、アフターケアが難しいということであれば一部、機能を施設が担っていくということもあり得るんじゃないかと思っています。そういうことで、一体となるということが前提になりながら進めることが必要なんじゃないかということを含めて発言させていただきました。

あわせて、時間がないということなので3枚目のペーパーです。これは前々回のここの委員会で少し発言をさせていただきましたけれども、なかなか里親養護が拡充できないということで親族里親の見直しをしたらどうかということで、ここに書いてあるように今、東京都のほうは5人しか親族里親登録をされていないということであるのですが、この要件を少し緩和しな

がら進めたらどうかと思います。とりわけこの左側にありますけれども、児童扶養手当等々をもらっている人で父母以外の養育者がもらっているのが433人いるというような統計であります。そうすると、こういう人たちも里親認定をすれば親族里親という形で養育にかかわっていくことができるのではないかということでもあります。親族里親の認定要件の緩和をしながら、親族里親の拡大策といいますか、そういうものをやったらどうかという提案であります。

ただし、先ほど聞いた話では扶養手当は結構、金額が出ていて、親族里親の場合は里親手当が出ないということになるので、金額的にはそんなに変わらないんじゃないかというような話もありますので、もう少し制度的な精査もしながら検討してみたらどうかと思います。

お隣の韓国などは、扶養手当等々も出しているところは全て里親の中に入れてカウントしてやっているということなので、どちらかというとも里親養護の数がすごく上がるわけです。日本はこういうところをカウントしていないから、どうも親族里親も含めてですけども、増えていないというような見方をされるんですけども、そういう意味からすると親族里親のあり方や制度の認定要件緩和等々を検討しながら拡充していくといいかと思えます。

ただし、ここに本当に手をつけていくとなると、親族里親が増えれば増えるほど親族里親を十分に支援するために児童福祉司さんや心理司さんやその他親族里親を十分に支援する体制もつくっていかねばならないと思っています。

参考までにということで、提出をさせていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。親族里親についての要件緩和もあわせて考えるべきではないかという一つの実例を挙げていただきながらの御提案もいただきました。ありがとうございました。

大分、時間も押してまいりましたけれども、どうぞ横堀委員お願いします。

○横堀委員 時間が押していますので1点申し上げたいと思います。

私はソーシャルワークの観点から既存の社会資源を生かすということと、ないものは動きをつくるという観点で考えているものですから特に考えてしまうんですけども、先ほど認定前研修の実習のところで養育家庭の候補者の方にそれを生かすということと、それから養子縁組の方に実習をしてもらってはどうかという大胆なことを申し上げたのですが、私は認定部会でもかかわらせていただきました養育家庭の方にもやはり小さい子供、年齢の低い子供の御希望を持っている方が圧倒的に状況から多いということを感じる中で、でももっと児童養護施設の実践に出会うと年齢の高い子供の委託もあるというふうなイメージをもしかしたら持っていただけるんじゃないかと感じてきました。ですので、そういう出会いを実習ということで、欲を言えば大胆に言ってしまうと乳児院でも児童養護施設でもやるといいかと思っていることが1点です。

もう一点だけ申し上げますと、先ほど実家機能のところが議論になりましたが、本当に青葉委員の温かな言葉を聞いてほっとしたところなんですけれども、少し心配しておりますのは施設では例えば18歳、20歳を迎えるまでに毎年援助方針を定めて、そしてやってみて軌道修正しながらケース会議をやってみたり、児相の方を呼んで会議をやってみたり、いろいろな動きを伴いながら計画を実現していく支援というのをやっていくわけなんですけれども、そのルーティンがもっと里親家庭の場合に発揮されるにはどうしたらいいかということを考えると、既存の資源を生かすという意味では出身の児童施設を持たない子供で、これから中高生で自立支援をどうやっていくかなどというときに、児童相談所と里親支援機関事業と連携しながらな

んですけれども、先ほど二重措置ということで乳児院とつながりながらの養育ができないかという青葉委員の発想をお借りして申し上げますと、児童養護施設とつながりながら、はっきり言ってしまうと1カ所そのように提携する児童施設を定めておいて、そして里親支援専門相談員を介してそのような自立支援のノウハウを得ながら里親支援機関事業と施設の役割分担をしながら連携していくと、何か動きが立体的に見えてくるのではないかと思いましたが、今こそその役割分担やら、やれることの模索というのは非常に重要かと思われました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員をお願いします。

○宮島委員 2つ申し上げたいことがあります。

先ほどお示し頂いたチームの図なのですが、わかりやすくきちんと書いてくださっているのですが、やはり里親会ですね。これと、地域の子育て支援団体と児童委員を一つの丸に収めてしまうのは違和感があるといいますか、別にしたほうが良いと思います。

というのは、やはり同じ立場の人、ピュアの支援というのはすごく大事で、それを子育て支援団体とか児童委員と一緒に中に入れてしまうのはちょっと違うかなと思います。やはり同じ里親同士の支援というものを大事にしていく。だからこそ、ルールもちゃんと決めていく。静岡市では委託がとても伸びていますけれども、あそこは支援機関を里親会が担っているわけですから、ルールがしっかりしていると聞いています。それで、傾聴訓練なども徹底的に何日もかけてやって、それで支援者になっていく。支援者と里親さんだけが秘密を持って児童相談所に言わないなどということはルールに反することとして、していないということを知っています。きちんと同じ立場の里親さんを支援者としてピュアな存在と位置づけた上でルールをきちんと共有していくことが大事だと思います。

もう一点、措置解除のことで養育が不調となった事例などをきちんと検討しましょうということも書かれていて、今までの議論を生かしていただきありがたいと思っています。けれども、もう一つ、できれば検討に入れていただきたいと思うのは、さっき青葉委員が一旦は難しくなっても、ある程度の時間がたった後、とても懐かしくなったりつながりを求めることもある。やはり3年、4年とか、5年、6年と、特に思春期の入り口あたりで難しくなって養育が不調になるというケースはあると思うのですけれども、そういった事例などでは、幼児から小学校時代の6年、7年を共に暮らしているわけなので、子供時代の6年間、7年間を共に暮らした人というのは、とても人生の上で、子供にとって大きな意味がある。現状では、その交流ということはなかなか隔たりがあると思うのですけれども、大事にしていく。詳しくは分かりませんが、海外では、元里親とそこで暮らした子供には交流する権利があるんだというふうに認めている例もあるとも聞いていますので、そのあたりも検討する必要があるのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかになければ、松原委員長に少しコメントというか、御意見を頂戴できればと思います。

○松原委員 活発な御議論をいただいて、今日は大切な点で指摘されたと思うのは、子供の視点に立って支援ということを考えなければいけないということで、確かに5ページ、6ページのところには自立支援と権利擁護が入っているのですが、それにしても中身を見ると養育家庭のほうの支援の項目になってしまっているのです、もう少しここをせつかく御指摘いただいた視点ですので組み直してもいいのかなと思われました。

それで、子供の視点ということでいえば現場のほうからマッチングが始まって1つはやはり私たちに子育ては無理ですということでお断りがくる。これは未委託児のところで解決できるかと思うんですけども、この子は無理ですと、個別に合わないというようなことでお断りがくるということもあって、施設には受託義務があるのですが、里親には受託義務がないという中で、この未委託児からマッチングのところでもう少しきめ細かに子供の視点から、子供本人は一定年齢をいけばこのうちに行くんだなと思って何回か通っているうちにやはりだめになりましたというところと相当ショックなので、そこをきめ細かく見ていく必要があるのかなと考えました。

それからもう一点、チームはすごく大切だと思うのですが、渡邊さんのメモもすごく示唆に富んでいて、結局いろいろなところが入りかわり立ちかわり養育家庭にかかわったらそれが逆に孤立につながるのではないかと御指摘だと思うんです。ですから、特定の課題についてがっちりチームを組んで対応していくというのは大切なのですが、やはり日常的には常時相談ができるということというのは数が限られてくるのかなということ、このチーム図ができ上がったことによってどこも余り深くかかわらなくなってしまうと、かえって関係機関の無責任体制になりかねないので、そこは留意する必要があると思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。そういう意味では、このチーム養育というのは誰の責任でもないということを生みがちだということもあながち否定はできないので、そういう意味では一回ちゃんとやってみて、そしてその課題点を洗い出したり、マニュアルを作成して広げていくといったような手法が必要かとも思いました。渡邊委員のペーパーについても、ぜひ丁寧に拾い上げていただいて意見の中に加えていただければと思います。

それから、恐らくきょうの検討の視点、少し薄かったのが定例的な里子サロンの開催などというところがあるかと思いますが、特にこれで反対される方はいないとは思いますが、それ以外は大体考え方、検討の視点のところは全て出たかと思っておりますので、もう一つお願いをすれば前回のヒアリングの中で今回ここに出ていなかった支援ですね。例えばうろ覚えなんですけれども、高校生、つまり年長児童にお金がかかる。部活の話とか、それから遠くへ行ったときの定期代とか、部活の遠征費とか、そこですごくお金がかかるんだというような意見もあったかと思っております。だから、医療費の話も出ていたように記憶をしておりますけれども、そういう経済的な支援も含めて拾い切れていない部分が恐らくあるんだろうと思っておりますので、そういうものについてもせっかくおいでいただいて貴重なヒアリングで御意見をいただきましたので、丁寧に拾い上げていただいて、ここに挙げていただいたのは主たる論点ということで結構なんですけれども、ほかのものも丁寧に拾い上げていただければありがたい。これは事務局にお願いということになります。

まだまだ御意見はあるかと思っております。今日いただいた意見の内容をぜひ盛り込んでいただければと思います。追加の御意見があれば、ぜひ次回までに事務局のほうにメール等で結構ですのでお寄せいただければと思います。

それでは、今日の審議は以上にいたしたいと思っておりますが、最後に委員のほうから何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから今後の予定をお願いいたします。

○中澤育成支援課長 本日はありがとうございます。次回、第6回の部会は来年度になりますが、4月の中旬を今のところ予定しております。明日以降、第6回から第9回にかけての会議

の開催日程の調整をさせていただきたいと思っております。日程調整のメールをまたお送りさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

会場等につきましては、日程調整が整い次第、委員の皆様に御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○柏女部会長 それでは、今日の第5回専門部会をこれで終了とさせていただきたいと思えます。本当に遅い時間までありがとうございました。お疲れ様でした。

閉 会

午後8時56分